

## 1. E V ・ P H V 普及促進事業費補助金の交付申請手続フロー図

### 補助金交付申請

[提出書類等]

- ① 岩国市E V ・ P H V 普及促進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）  
※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の導入に関する補助金（以下「センター補助金」という。）の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月末日まで
- ② センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し
- ③ 補助対象車両の全額分の支払いが確認できる書類の写し  
※申請者自身が現金により支払いを完了した代金については、申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）  
※銀行振込み等で領収証のないものについては、銀行発行の振込み証明書（写し）（振込金受取書等）  
※金額が車両本体以外のもものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額が分かる内訳明細表を添付  
※ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合は、当該支払方法を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等
- ④ 補助対象車両の自動車検査証の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類  
※相手方登録申出書（市に支払口座の登録がない方）

### 受付・内容審査

[受付]

- 提出書類の確認
- 概要の説明

[審査]

- ①申請者・住所・駐車場所の確認
- ②提出書類のチェック

### 交付決定通知

[交付決定]

- 補助金交付決定  
及び額の確定通知書  
(様式第2号)

[不交付決定]

- 補助金不交付決定通知書  
(様式第3号)

### 補助金交付

※事務手続上、補助金交付請求書の提出から振込までに1月程度かかります

## 2. 補助金交付申請手続

- (1) 補助金交付申請

- ・ 申請手続は自動車販売業者等の事業者でも代行可
- ・ 個人が自家用車として購入する場合のみ対象
- ・ センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月末日までの申請か要確認
- ・ 補助金には限りがあるため、申請前に環境政策課に確認（先着順で受け付け）

◎提出書類等・・・1ページのフロー図参照

◎申請書類提出時の注意事項

- ① 申請書類に不足はないか
- ② 申請書類の氏名や日付、住所、金額等は正しいか
- ③ 補助対象車両に、他の岩国市補助金等を重複して受給していないか
- ④ 財産の処分制限の確認

交付決定者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して4年を経過する前に補助対象車両を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付要綱第10条の規定によりあらかじめ市長の承認を得なければならない。

## (2) 申請書の受付、内容審査

◎受付（環境政策課 岩国市今津町一丁目14-51 岩国市役所4階）

- ① 提出書類の確認
- ② 補助枠の確認（補助金の枠があるか）
- ③ 概要説明

◎内容審査

- ① センター補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の発行日の属する年度の3月末日までの申請か
- ② 自動車検査証の初度登録日または届出日が公募開始日以降か
- ③ 申請者と車両番号等の確認
  - ※自動車検査証上の所有者及び使用者と申請者が同一か
  - ※所有権留保付ローン等による購入の場合、自動車検査証上の所有者が自動車会社又はローン会社等であり、かつ使用者が申請者であるか
  - ※過去に同じ人または車両に補助金を交付していないか
- ④ 支払いが確認できる書類に齟齬がないか
  - ※所有権留保付ローン等による購入の場合、申請者が契約者となっているローン、クレジット等の内容が把握できる契約書の写し等があるか
- ⑤ 提出書類のチェック

[概要説明の内容]

- ① 予算の範囲内で実施（補助金には限りがあります）
- ② 今後の提出書類
- ③ 初度登録または届出が、公募開始日以降か

## (3) 最終審査

- ・提出書類の審査
- ・必要に応じて現地調査

(4) 交付決定

- ・補助金の交付が決定したら通知  
(岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書 様式第2号)
- ・補助金の不交付が決定したら通知  
(岩国市EV・PHV普及促進事業費補助金不交付決定通知書 様式第3号)

(5) 補助金交付

- ・補助金を交付
- ※事務手続上、補助金交付請求書の提出から振込までに1月程度かかります

3. 補助額

補助金の額は、予算の範囲内で、次に定める区分の補助上限額を限度とします

区分	補助上限額
電気自動車（軽自動車を除く）	10万円
電気自動車（軽自動車）	5万円
プラグインハイブリッド自動車	5万円

※補助金の額及びセンター補助金の額の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金の額は、補助対象経費からセンター補助金を除いた額とします

4. お問合せ窓口

環境政策課 環境企画班 (TEL 0827-29-5101)